

## 文教児童青少年委員会傍聴メモ（要録）

（このメモの取扱いについて：一問一答形式にしてあるが、傍聴者のメモによるもので、要点記録であることにご留意ください。従って、引用等は固くお断り致します。）

と き : 2005年7月11日 13:17~16:10（当会陳情審議 13:21~14:30）

と ころ : 西庁舎8階第5委員会室

審 議 : 陳情第184号練馬区立図書館の委託化に反対し図書館の充実と発展を求める陳情

事務局 : 署名累計 10,596人

光が丘図書館長 :

- ・資料1の説明（資料1は、4/26教育委員会に提出されたものと同一内容、別紙 pdf ファイル参照）

橋本委員（生活者ネット）:

- ・図書を扱う業務についての考え方を伺いたい。
- ・女性センターの図書室については、個人情報保護の点から、指定管理の範囲から外して直営としているが、部局によって考え方が異なるのか。

光が丘図書館長 :

- ・女性センターの状況は承知していないが、
- ・委託業者には仕様書や契約で個人情報の守秘義務を負わせる。
- ・委託業務は、全業務ではなく、カウンター関連業務とバックヤードの作業で、区職員もいて業務をするので、プライバシー保護の点で問題があるとは考えていない。

橋本委員（生活者ネット）:

- ・今のお答では納得できない。委託のための委託ありきと聞こえる。
- ・陳情者も委託職員の労働条件を問題にしているが、どの程度のものを想定しているのか。
- ・資料の「純減額の一部をもって」としているのだから、そこでどのように考えているのか。

光が丘図書館長 :

- ・仕様書で、細かくサービスを提供することを求めている。
- ・委託先の具体的な要員配置は区としては、指定せず、仕様書に規定する業務をできる体制を求めている。

橋本委員（生活者ネット）:

- ・委託の額としてはいくらぐらいを想定しているのか。

光が丘図書館長 :

- ・85名の職員減で1人当たり860万円の人件費として7億強、委託費に4~5億で、差し引き2~3億の純減額

橋本委員（生活者ネット）:

- ・65人の正規職員と非常勤職員が区の職員として配置されるということか。

光が丘図書館長 :

- ・65人の常勤職員と非常勤職員が区の職員である。

橋本委員（生活者ネット）:

- ・委託と非常勤職員増員の場合との比較がされているのか。

光が丘図書館長 :

- ・区としては、非常勤職員の計画を検討してないが、組合案との比較では、委託が経費的に有利である。

橋本委員（生活者ネット）:

- ・経費的に有利であるとの具体的な根拠を示されたい。

光が丘図書館長 :

- ・非常勤職員についての組合案があるが、非常勤職員の身分も現在のものとは異なり、報酬額も増額とするもので、これに比べると、委託計画が優っている。

橋本委員（生活者ネット）:

- ・組合の案と比較してどうかではなく、現状の非常勤職員を拡大するやり方との比較で、委託にメリットがあるかどうか疑問であり、特にカウンター関連業務だけを切り分けて委託することが効率化につながるか疑

問だと申し上げてきた。

- ・今のお答では、区としてはそもそも委託のこゝしか想定せずに試算して、委託に効果ありとしているので、相対的によりよい区民サービスをどうしたらよいかの選択肢を自分たちから狭めている。
- ・検討材料をきちんと示していただかないとこまると意見として申し上げる。
- ・図書館協議会の認識について、前回学識経験者のみとの認識は違つと指摘したが、どのように検討されたのか。

光が丘図書館長：

- ・現在、図書館協議会についての検討はしていない。

橋本委員（生活者ネット）：

- ・前回審議の際、図書館そのものの構想を考える場所が必要との答だったが、それは具体的にどこでどのように行うのか。

光が丘図書館長：

- ・各種 P/T や検討会は内部的に設けている。今後必要な課題によっては、外部の方を入れた個別の検討会等はあると思う。現在、子ども読書活動については、子ども読書推進会議を設けている。

橋本委員（生活者ネット）：

- ・個別の検討会等もよいが、図書館のあり方そのものを区民と考えていく場合は、練馬区の図書館の成り立ちを考えると必要であることを強く申し上げる。図書館法も運営に区民が参加することが前提されたいから、受け止めていくべきと意見を申し上げる。

とや委員（共産党）：

- ・陳情が指摘している委託の問題点について、どのような検討をされたのか伺いたい。

光が丘図書館長：

- ・P/T で委託問題、開館日・開館時間の拡大、組織の検討を進めてきた。
- ・昨年7月から今年3月までは、労使検討協議会で協力員組合も入り検討してきた。
- ・図書館業務を全て洗い出し、委託業務と直営業務を区分し、その中でプライバシーを守るにはどうしたらいいかなど問題点もふくめ、一年近く検討を重ねてきた。

とや委員（共産党）：

- ・時間的経過は分かったが、陳情が指摘している問題点をどう対処し、クリアーできるのかを聞きたい。

光が丘図書館長：

- ・区民の声が区に届かないとの問題については、
  - ：日常的業務の7割以上は特に引継ぎを必要とするものではない。
  - ：引継ぎが必要なものについては、口頭だけではなく、文書など業務連絡を蜜にする方法を検討した。
  - ：これにより、区民の声が届かないということはないと考える。
  - ：区の職員もあり、区民との話し合いがなくなるとは想定していない。
- ・プライバシーの問題については、仕様書等で詳しく指定し守ってもらう。
- ・全ての業務、手順を洗い出して、どこの部分が委託できるかを検討してきた。

とや委員（共産党）：

- ・カウンター業務を委託化する根拠はなにか。

光が丘図書館長：

・利用登録、貸出し、返却、読書相談等があるが、高度なレファレンス以外は、委託業務で十分やれると判断した。

とや委員（共産党）：

- ・委託は高度の専門性を要するものとの区の考え方と、高度なレファレンスを区職員がやるということに矛盾を感じるが。

光が丘図書館長：

- ・レファレンスは現在区職員が対応しているが、将来にわたつて、更に専門性を要求されるような、例えば、ビジネス支援で特定の業界に関するなどの場合、専門的資格を持った人に委託することは他区でも行われており、ないとは言えない。

とや委員（共産党）：

・いま、レファレンスはどういう立場の人がやっているのか。

光が丘図書館長：

- ・今年から光が丘図書館にレファレンス担当、カウンターをおいた。それまでは、担当や組織はなかった。
- ・他の館にはレファレンスカウンターはない。
- ・光が丘では、相談カウンターについての職員が相談を受ける。常勤も非常勤も当番としてカウンターについていた者が、担当する。

とや委員（共産党）：

- ・今後、協力員はどうなっていくのか。

光が丘図書館長：

- ・協力員は現在 64 名いるが、今後は退職不補充とする。

とや委員（共産党）：

- ・協力員は専門知識と経験を積んで図書館サービスに貢献してきている。
- ・退職不補充で、サービスが低下しないかとの区民の心配にどう説明をするのか。

光が丘図書館長：

- ・これまでは、常勤職員も非常勤職員も多くの時間をカウンター業務やバックヤードでの作業にとられ、相談業務や各種サービス事業に時間が当てられなかった。
- ・今後は、人員が少なくなるとはいえ、それらの業務を行わない分、全面的に子どもサービス事業、高齢者サービス事業、社会人サービス事業等に連続的に関わることで、十分なサービスが提供できると思っている。

とや委員（共産党）：

- ・午後 5 時 15 分以降は、受託事業者だけの対応としているが、身体の不自由な人や高度なレファレンスを必要とする人には応えられないことにならないか。

光が丘図書館長：

- ・障害者や高齢者への対応は、できるようになっている。
- ・通常高度なレファレンスは、即答できないものがほとんどで、現在も後日回答している。委託後もそのようにして行きたいと考えている。

とや委員（共産党）：

- ・高度なレファレンスは回答が後日になるものがあるにしても、受託事業者の手に余るので区の職員が担当するのであるから、区の職員がいないということは、サービスが低下するという事ではないか。

光が丘図書館長：

- ・レファレンスは、司書資格があるから応えられるということではなく、職員は研修等を受けて応えている。必ずしも資格があるからということではない。
- ・受託事業者も仕様書等で相談業務については、資格を持つ者を配置するように求める。
- ・常勤職員に有資格者を確保することが困難なので、受託事業者で有資格者を採用し対応する。

とや委員（共産党）：

- ・財政的効果が先にありきで委託が検討されているようだ。
- ・陳情者の指摘している問題に対して、これまでの説明では、区民の納得は得られないのではないか。
- ・3年間で全ての図書館を委託するとの計画は、見直すべきではないかと意見として申し上げる。

中島委員（自民党）：

- ・開館時間を延長してくれとの声はどのくらい出ているのか。

光が丘図書館長：

- ・区民の方からは、いろいろな場面で意見が出されている。区長への手紙、図書館へのお便り等でも時間を長くといわれている。
- ・とりわけ、土曜日、日曜日、祭日が現在午後 5 時閉館で、夏場ではまだ昼間のようであり、夏休み等はもっと遅くまでとの声は多数ある。

中島委員（自民党）：

- ・23 区中どれくらいの区が民間委託をしているか。

光が丘図書館長：

- ・現在 16 区が委託しており、来年度は練馬区を含め 3 区が委託を計画している。

・図書館の館数では、半数近くが実施している。

中島委員（自民党）：

・陳情理由の「住民や図書館員の中に委託職員が入るためコミュニケーションがとれなくなり、住民のニーズが運営やサービス内容に反映されにくい」は、どうなのか。

光が丘図書館長：

・区の職員が一人もいなくなるのであればともかく、委託職員だけでなく、常勤・非常勤の区の職員が全ての図書館に配置される。

・日常業務を通じての要望等は当然職員に伝わってくるし、要望の聞き方も口頭で聞くだけでなく、いろいろな方法を考えていきたい。

中島委員（自民党）：

・委託の労働条件の低さから、専門職員が定着しない。利用者のプライバシーが守られない。などの問題がおきていますというのは間違いないのか。

光が丘図書館長：

・委託の労働条件は区が労働条件を設定して委託するのではなく、委託内容が全うできる体制をとってもらいたいということである。

・プライバシーの問題は、どのことを指しているのか分からないが、3年前一番初めに委託を行った区で職員が関係して問題があったと聞いている。その後委託を進める中で特に問題があったとは聞いていない。

中島委員（自民党）：

・図書館法 14 条の規定は、図書館協議会を置くことができるとなっているがどうなのか。

光が丘図書館長：

・図書館協議会の必置義務はない。置くことができるとなっている。

・現在 23 区で図書館協議会を置いているのは、杉並区と中野区の 2 区だけである。

中島委員（自民党）：

・もう少し検討したいので、本日は継続としていただきたい。

浅沼委員（民主無所属）：

・結論をだすのであれば、当会派も持ち帰って検討を要す。

・委託による純減額 2~3 億円の一部を資料の充実にあてるというが、どのくらいになるのか。

光が丘図書館長：

・全額を資料の充実にあてるというものではない。

・現在の資料費は、11 館で 1 億 6 千万円が毎年の予算額である

・例えば、5 千万円を充当しても、平均単価 1,500 円として相当の資料数になる。

・特に、子ども関係の図書を優先したい。

浅沼委員（民主無所属）：

・そうなれば、陳情の「資料の充実」がカバーされる。

・民間委託は 23 区中 16 区実施済み、来年度からは練馬区を含め 3 区実施を計画。これはもう潮の流れである。

秋本委員（公明党）：

・空白地域の図書館建設に民間委託が、貢献するのか確認したい。

光が丘図書館長：

・図書館の 12 館計画は、現在策定中の区の長期計画に、12 館目の図書館として空白地域とされている南田中・高野台地域に早期建設を入れている。

・図書館は今後まだまだ充実が必要な部門だと認識しており、そのためにも人にかかる費用をできるだけ節約し、館の建設、資料の充実そして新たな事業展開へとつなげていきたいと考えている。

秋本委員（公明党）：

・財政的に厳しい中で、図書館のみ職員を削減せず、努力せず 1 館を増設するのは非常に難しいとの概念で理解してよいのか再確認したい。

光が丘図書館長：

・前長期計画にも 12 館目の建設はあったが、財政的に大変厳しいということで毎年繰り延べになっている。

- ・1館増えれば、当然経費がかかるので、図書館自らが、運営の効率化を行って、それを増設あるいは充実に向けたいとの考え方である。

秋本委員（公明党）：

- ・長期計画からすると、平成17年度の現在は、12館目がもう設置されていてもいいのかとの確認をしたい。

光が丘図書館長：

- ・長期計画では、平成17年度18年度設置ということであったが、財政的に新たな用地取得は困難との判断があり、現在は区有地、区の所有する施設等の建設、合築、改修時に併せて設置するという状況である。

秋本委員（公明党）：

- ・長期計画の中でいつ頃設置を考えているのか。

生涯学習部長：

- ・新長期計画に引き続き載せていく方向でやっている。
- ・新長期計画の最終年次平成22年度には完成させたいと内部で検討している。

秋本委員（公明党）：

- ・民間委託の成果に合わせて、もっと早期に設置していただきたい。
- ・新館建設に比重をおくのか、それともサービスの充実に比重をおくのか、確認したい。

教育長：

- ・両方である。
- ・新しい12館目の図書館をつくる場合にも、今回提案の民間の力を借り入れた内容は活かされるので、両方を検討しなければならない。
- ・特に、民間委託は先行して取り組む必要がある。

秋本委員（公明党）：

- ・休館日を月曜日に統一することは、大きな変更である。
- ・現在の月曜休館と火曜休館の数はどうか。

光が丘図書館長：

- ・月曜休館は9館。火曜休館は貴井と春日町。

秋本委員（公明党）：

- ・月曜統一にする根拠は何か。火曜休館にはいろいろ背景があつてのことであるから。

光が丘図書館長：

- ・全館毎週月曜休館ではなく、3グループに分けて、第1月、第2月、第3月と区内図書館の3分の1は開館し、第4月曜だけは、館内整理日として、全館休館とする。

秋本委員（公明党）：

- ・春日町の火曜休館は、地域の商店やスーパーが火曜休業であるので決められたいきさつがある。地域の生活のイメージが狂うということになりかねない。
- ・地域への働きかけを考えているのか。区の独断なのか。

光が丘図書館長：

- ・図書館が春日町再開発ビル管理組合に加盟しており、日常的に会合にも館長が出席、休館日の変更も館長からご相談させていただいている。スーパーの経営者の方もその会合に出席されている。

秋本委員（公明党）：

- ・陳情審議については、今日は会派に持ち帰らせていただきたい。
- ・この民間委託案については、いま申し上げたような細かい部分にも懸命に溝を埋める努力をしながら、民間委託を積極的に進めていただきたい。
- ・そのことが、多くの区民のお役に立つということである。
- ・周辺の関係する商店街や区民皆様の納得をいただくことが最大の条件であることを申し上げておく。

宮原委員長（公明党）：

- ・それでは、本日のところは継続審議とする。

（作成 2005年7月12日 伊藤 勝）

平成17年 7月11日  
生涯学習部光が丘図書館

陳情184号 区立図書館の委託化反対と図書館の充実発展について

陳情要旨

- 1 図書館のカウンター業務をはじめとする業務の委託化はやめてください。
- 2 資料費を増額し、利用者の期待に応えられるようにしてください。
- 3 全館に知識と経験豊かな職員を配置してください。
- 4 図書館法に基づいて図書館協議会を早急に設置し、練馬区の図書館のあり方を協議してください。
- 5 利用者懇談会を開いて、利用者の声を運営に活かしてしてください。

## 区立図書館の業務委託等について

### 1 業務委託の基本的考え方

平成16年9月策定の「区立施設委託化・民営化実施計画」に基づき、図書館業務の一部を民間に委託することにより図書館の効率的・効果的な運営を図るとともに、図書等所蔵資料の充実、開館日・開館時間の拡大、子ども読書活動支援センター事業の実施等により図書館事業の充実を図る。

### 2 直營業務と委託業務の区分

#### (1) 直營業務

図書館の基幹的業務である図書館運営の理念・方針・計画の企画・調整業務および図書館の各事業の計画・執行の企画・調整業務は区職員が行う。また、蔵書管理業務(装備等補助的・作業的業務を除く。)、複雑事例のレファレンス、児童・障害者対象事業および関係機関・団体支援業務については区職員が行う。

#### (2) 委託業務

上記(1)以外のカウンター業務、その他補助的・作業的業務については委託業務とする。

### 3 年度別実施館数

18年度	19年度	20年度
練馬図書館、貫井図書館 大泉図書館、春日町図書館	平和台図書館、関町図書館 稲荷山図書館、南大泉図書館	光が丘図書館、石神井図書館 小竹図書館
4館	4館	3館

### 4 業務委託の効果

#### (1) 職員数の削減

常勤職員を3年間で85人削減する。

#### (2) 所蔵資料等の充実

人件費の削減額から業務委託に要した経費を差し引いた純減額の一部をもって、図書・資料の購入費増をはじめ各種事業の充実を行う。

#### (3) 開館日・開館時間の拡大（委託実施館から順次実施）

##### ① 開館日の拡大

以下の変更により開館日を15日間から27日間、拡大する。

1	休館日の変更による増 休館日を月曜日に統一する。但し、その内の1日については開館する。
2	毎月の館内整理日の変更による増 毎月第4金曜日の館内整理日(一斉休館)を第4月曜日に変更
3	5月4日(国民の休日)を開館することによる増
4	12月28日(年末の休館日)を開館することによる増
5	特別館内整理期間を2日間短縮することによる増

※開館日16年度実績 287日～300日

※拡大後(年度ごとに変動有り) 312日～314日

##### ② 開館時間の拡大

平日は1時間拡大	現在	午前9時から午後7時まで
	委託後	午前9時から午後8時まで
土・日曜日および祝日は2時間拡大	現在	午前9時から午後5時まで
	委託後	午前9時から午後7時まで

なお、開館時間の延長後の効率的な職員配置と業務委託の活用を踏まえ、午後5時15分以降の業務は受託事業者による対応とする。

#### (4) 子ども読書活動支援センター事業の実施

光が丘図書館に全館の児童対象事業専管組織を設置し、子ども読書活動支援センター事業を実施する。なお、専管組織の設置は20年度とするが、18年度から一部先行的に職員の増配置を行い、事業を進める。

#### 5 組織改正

各種図書館事業の充実および業務の効率的な運営のため、光が丘図書館の組織を改正する。なお、改正の時期は平成20年4月とする。